

那珂市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自転車乗車用ヘルメット（以下「ヘルメット」という。）の着用を促進し、自転車の利用に係る安全性の向上を図るため、那珂市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、那珂市補助金等交付規則（平成13年那珂町規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、ヘルメットとは、自転車に乗車する際に頭部を保護することに適したヘルメットであり、次の各号におけるいずれかの安全基準を満たすもの又は同等の性能を持つ新品のものをいう。

- (1) 一般財団法人製品安全協会が安全基準に定号することを認証したSGマーク
- (2) 公益社団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証したJCFマーク
- (3) 欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを認証したCEマーク
- (4) ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを認証したGSマーク
- (5) 米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証したCPSマーク
- (6) 前各号の安全基準認証に準ずるものとして市長が認めるもの

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 住民基本台帳（昭和42年法律第81号）の規定により、本市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 補助対象者本人及び補助対象者を含む世帯の構成員が、納期が到来している市税等を滞納していないこと。
- (3) 那珂市暴力団排除条例（平成23年那珂市条例第31号）第2条に規定する暴力団員及び暴力団員等に該当しない者であること。
- (4) 那珂市立小学校又は中学校に就学している児童生徒のうち、那珂市教育委員会が実施している、小学校通学用ヘルメット購入に係る補助を受けていない者、又は中学校通学用ヘルメットを配布されていない者

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、当該者が着用するためのヘルメットの購入に要した費用であって、申請日の属する年度の4月1日から申請日までに購入したものである。ただし、次のものを対象経費から除く。

- (1) 送料
- (2) 手数料
- (3) ポイント、クーポン等その他当該ヘルメットの購入に当たり価格から控

除された額

(補助金の交付額等)

第5条 補助金の交付額は、2,000円を上限とし、補助対象経費が2,000円に満たないときは、当該補助対象経費に相当する額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

2 補助金の交付は、1人につきヘルメット1個かつ1回限りとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は那珂市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、ヘルメットを購入した日の属する年度の3月31日までに市長に提出しなければならない。

(1) 申請者及び補助対象者の住所、氏名等が確認できるものの写し

(2) 支払を証する書類の写し(購入金額、購入日、購入店名及び品名等の記載があるもの)

(3) 安全基準を確認できる書類等の写し(カタログの写し、安全基準認証マークの貼付け箇所の写真等)

(4) その他市長が必要と認める書類等

2 補助対象者が未成年者であるときは、当該補助対象者と同一の世帯に属する保護者等が、当該補助対象者に代わり前項の規定による申請を行うものとする。

(交付の決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、那珂市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は前項の規定により補助金の交付を決定したときは、申請者が指定した口座への振込みにより補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消)

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、既に交付されている補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 規則又はこの要綱に違反する行為があったとき。

(2) 虚偽の申請又はその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(3) 前号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付の決定を取り消す必要があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、那珂市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付決定取消通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 第7条の規定による補助金の交付決定を受けた者は、那珂市自転車乗車用

ヘルメット購入費補助金交付請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。